

被災自治体支援のため石川県鳳珠郡 穴水町に職員を派遣しました

市では、令和6年能登半島地震により被災した石川県鳳珠郡穴水町から総務省および全国市長会を通じた要請を受け、11月1日(金)～令和7年3月31日(月)の5カ月間、インフラなどの復旧を担う土木技術職員を派遣します。

派遣された職員は、町道災害復旧に係る設計書の作成、現地調査、現場管理などを担当します。市では今後も、被災地の1日でも早い復旧・復興を支援していきます。

▶問い合わせ 危機管理課(内線282)

マイナ保険証をお持ちでなくても これまでどおり医療を受けることができます

12月2日から現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証への切り替えがまだお済みでない方も各保険者から申請不要で交付される「資格確認書」を医療機関で提示することで、これまでどおりの保険診療が受けられます。

資格確認書は以下のような場合に各保険者から交付されます。詳しくは各保険者にお問い合わせください。

▶申請不要で資格確認書が交付される方

- ・マイナ保険証をお持ちでない方
- ・新たに後期高齢者(75歳)になった方

▶申請により資格確認書が交付される方

- ・マイナ保険証での受診が困難な方(高齢の方、障がいをお持ちの方など)

マイナ保険証をお持ちでない方は、診療履歴に基づきより良い診療が受けられるなど便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

マイナ保険証に関する詳細はマイナンバー総合フリーダイヤル(0120—95—0178)にお問い合わせください。

▶問い合わせ 健康課(内線227・272・273)



政府広報オンライン

障害者控除認定書を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、65歳以上の要介護認定者で、これらの手帳の交付を受けていない方でも、市が発行する障害者控除認定書により、控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は申請が必要になりますので、お早めに申請してください。

なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

▶対象 65歳以上の要介護認定(要介護1～5)を受けており、身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方
▶必要書類 介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

▶問い合わせ 高齢者福祉課介護保険担当(内線228)

日本版ライドシェア活用の ための申出書を提出しました

タクシーやバスなどの公共交通の運行終了後の夜間に、駅や市内飲食店からの帰宅の足を確保するため、11月6日に日本版ライドシェア活用の申出書を国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局に提出しました。

日本版ライドシェアはタクシーが不足する時間帯にタクシー事業者の管理の下で、自家用車や第一種運転免許を有する運転手を活用して有償運送を行う事業です。

今後同支局がタクシー事業者への意向調査を実施し、実施意向があった場合には使用車両数の配分が行われます。その後事業者が許可を受け、運行準備が整った後に運行が開始されます。

運行開始日など詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

▶申し出の内容

- ・タクシーが不足している地域
行田市(出発地は行田市内に限定、目的地は限定しない)
- ・タクシーが不足する曜日および時間
火～土曜日 午後8時30分～翌午前1時30分
- ・不足車両数
2台

▶問い合わせ 交通対策課地域交通担当(内線284)

明治安田生命保険相互会社 から寄付金が寄贈されました



寄付金を渡す熊谷支社田村支店長(右)

10月11日、明治安田生命保険相互会社から「地元の元気応援寄付」として931,500円の寄付がありました。

この寄付は、明治安田生命グループが実施する「私の地元応援募金」として同社と関係のある各団体に寄付を行い、より豊かな地域社会づくりを応援することを目的としたものです。

寄付金は、健康増進事業に活用させていただきます。

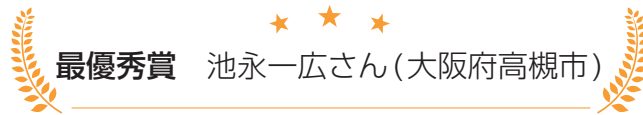
▶問い合わせ 健康課☎553—0053

乗合型AIオンデマンド交通の詳細をお知らせします

市報ぎょうだ10月号特集(2～5ページ)掲載後に決まった乗合型AIオンデマンド交通の詳細をお知らせします。

乗合型AIオンデマンド交通の愛称は「うきしろ号」に決定！

乗合型AIオンデマンド交通の愛称募集に全国から444点の応募がありました。市公式LINEを通じた市民投票の結果、最も多くの票を獲得した「うきしろ号」を愛称に決定しました。たくさんの応募と投票ありがとうございました。



うきしろ号の利用者登録を受け付けています

うきしろ号の利用には利用者登録が必要となります。現在、利用者登録を受け付けていますので、交通対策課(18番窓口)または行田市電子申請・届出サービスで申請をお願いします。詳細は、市ホームページや、各世帯に配布予定のパンフレット「うきしろ号ご利用案内」でご確認ください。



電子申請

デマンドタクシーの利用登録をされている方や運転免許証自主返納者支援事業を利用された方へ

①障害者手帳をお持ちの方

割引運賃(300円)でご利用いただくためには事前の申し出が必要です。障害者手帳を持参の上、交通対策課(18番窓口)までお越しください。

②Web・LINEからの予約を希望する方

ID・パスワード発行のための申し出が必要となりますので、交通対策課までお問い合わせください。なお、12月23日(月)以降は予約センターまでお問い合わせください(☎580—7611)

③【注意】デマンドタクシーの利用登録者証は処分しないでください

令和7年1月以降、利用登録者証は市内循環バスの無料乗車証として利用できますので、引き続きご利用ください。

12月23日(月)からうきしろ号の利用予約を開始します

利用者登録完了通知が届き次第、12月23日から予約することができます。一人の方が予約できる件数は受付期間中(利用希望日の7日前～90分前)に4件までです。

予約可能となる日	利用日	項目	電話予約 FAX予約	Web予約 LINE予約
12月23日(月)	1月6日(月)	受付時間	月～土曜日 午前7時30分～午後6時30分 (日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)	24時間 ※システムメンテナンス時間を除く
12月24日(火)	1月6日(月)～7日(火)	受付期間	利用希望日の7日前から 乗車時間の90分前まで	
12月25日(水)	1月6日(月)～8日(水)	アクセス 方法	予約センター専用番号 (昭和タクシー(株)本社営業所内) ☎580—7611 FAX: 556—7233	 Web予約 LINE予約
12月26日(木)	1月6日(月)～9日(木)	注意事項	午前7時30分～9時の利用については前営業日までにご予約ください。 FAXの場合は、予約センターからの確定の返信をもって予約確定となります。	ご予約にはIDとパスワードが必要です。 市公式LINEの予約はLINE下部メニュー「予約」から
12月27日(金)	1月6日(月)～10日(金)			
12月28日(土)	1月6日(月)～11日(土)			
1月7日(火)	1月7日(火)～14日(火)			
1月8日(水)以降	利用日の7日前から 予約可能			

指定乗降場所の検索や申請書のダウンロード、
うきしろ号の最新情報はこちらから→



▶問い合わせ 同課地域交通担当(内線284)